

特別融資制度推進会議における資金計画の審査

1. 目的

関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるものを迅速かつ的確に運営する。

2. 構成

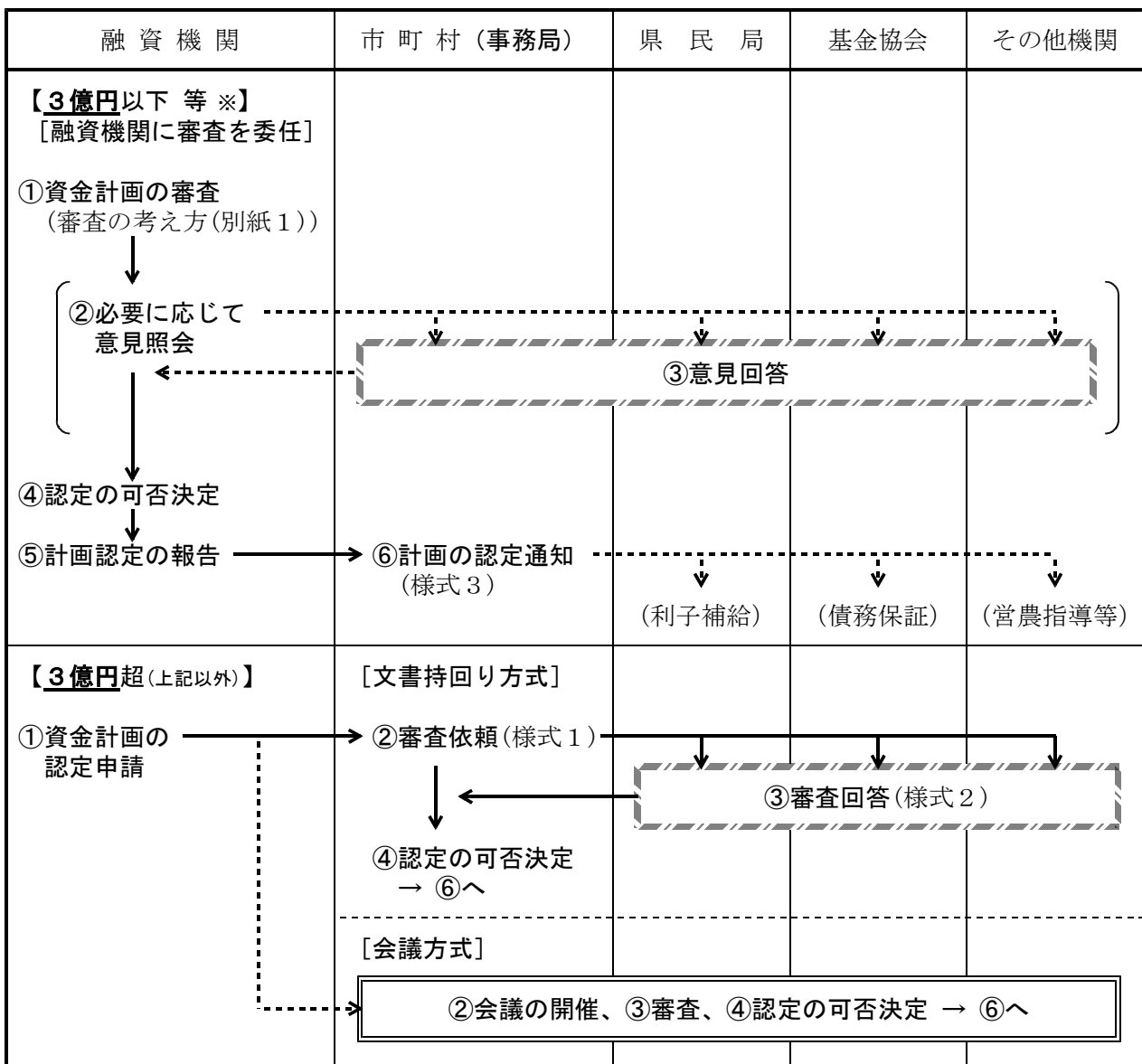
市町村、県民局(農業振興課、普及センター)、農業委員会、地域農業再生協議会、基金協会、農業協同組合、農林中央金庫、公庫、民間金融機関 等

3. 対象となる資金

【農協資金】 農業近代化資金(認定農業者、集落営農組織、農業参入法人、認定新規就農者等)、農業経営改善促進資金

【公庫資金】 農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、スーパーW資金(認定農業者が設立した法人) 経営体育成強化資金(集落営農組織、農業参入法人、認定新規就農者等)

4. 審査の流れ



※ 必要とする借入額が3億円(法人にあっては10億円、青年等就農資金の場合は3,700万円(意見書が付されなかった場合等を除く)以下が対象。人・農地プランに位置付けられた農業者等が借り入れる場合は借入額に関わらず全て対象。